

姫路獨協大学動物実験規程

(平成26年2月20日制定)

改正 平成27年9月24日

令和 3年3月24日

令和 5年4月20日

(目的)

第1条 この規程は、生命科学の教育・研究における動物実験の重要性とその特質に鑑み、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年10月1日法律第105号。以下「法」という。)、
「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年4月28日環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。)、
「動物の愛護及び管理に関する条例」(平成5年3月29日兵庫県条例第8号。以下「条例」という。)、
「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年6月1日文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。)、
「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年7月4日総理府告示第40号。以下「殺処分指針」という。)その他関係法令を遵守し、かつ「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(平成18年6月1日日本学術会議。以下、「ガイドライン」という。)等に基づき、姫路獨協大学(以下「本学」という。)において、動物実験を立案し、実施する場合に遵守すべき事項を定め、科学的観点からはもとより、動物福祉、環境保全、並びに動物実験に携わる者の安全確保等の観点から、適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、基本指針に準じ、次の各号に定めるとおりとする。

- (1)「動物実験」とは、動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2)「実験動物」とは、動物実験の利用に供するため、本学の施設で飼育し、又は保管している哺乳類、鳥類、爬虫類及び両生類に属する動物をいう。
- (3)「施設」とは、動物実験又は実験動物を維持、繁殖及び飼育若しくは保管を行うため設けられた施設等をいう。
- (4)「動物実験実施者」とは、動物実験を実施する者(学生を含む。)をいう。
- (5)「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (6)「管理者」とは、実験動物専門家(大学等において実験動物学を修得した者又は実験動物及び動物実験について、十分な知識及び経験を有する者をいう。)であって、実験動物及び施設の管理について、実質的な責任を持つ者をいう。
- (7)「飼育者」とは、管理者又は動物実験実施者の下で、実験動物の飼育又は保管に従事する者をいう。
- (8)「法令等」とは、法、条例、飼養保管基準、基本指針、ガイドライン、その他の関連法令(告示を含む。)をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施されるすべての動物実験に適用する。

- 2 本学に所属する者が、動物実験を本学以外で実施する場合においても、本規程の趣旨を理解し、法令等に従い、適正に実施しなければならない。
- 3 本学に所属する者が、動物実験を本学以外の機関に委託する場合は、当該委託先で、法令等に従い、適正に実施されることを確認しなければならない。

(学長等の責務)

第4条 学長は、本学における動物実験の実施並びに実験動物の飼養及び保管に関する最終的な責任を有し、学長及び動物実験を実施する部局等の長（以下「学長等」という。）は、動物実験計画の承認、動物実験計画の実施の結果を把握し、動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じなければならない。

2 学長等は、安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等を実施する際には、特に実施者等の安全確保及び健康保持、実験動物の健康保持に配慮すること。

3 特に、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、逸走防止に注意を払うこと。

(施設・設備及び組織の整備)

第5条 学長等は動物実験が適正かつ円滑に実施されるよう、施設及び飼育設備（以下「設備」という。）の整備に努めなければならない。

2 学長等は、現有の動物実験の場及び飼育施設並びにその管理、運営に必要な組織体制を整備し、さらに、教育・研究上の要請等に即応して必要な施設、設備の整備に努めなければならない。

(動物実験委員会及び動物実験施設管理運営委員会)

第6条 この規程の適正な運用を図るため、本学に姫路獨協大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）及び動物実験施設管理運営委員会（以下、「施設委員会」という。）を置く。

2 委員会は、基本指針等法令の遵守を徹底することを目的とする。

3 施設委員会は、特に動物施設の管理に関しての助言を行う。また、委員会の適切な運営に関する監視及び助言を行う

4 委員会及び施設委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(動物実験の実施における科学的合理性の確保)

第7条 動物実験責任者は、動物実験により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点から、次に掲げる基準を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験を適正に実施すること。

(1)適正な動物実験の方法の選択

次に掲げる事項を踏まえ、適正な動物実験の方法を選択して実施すること。

ア 代替法の利用

動物実験の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により、実験動物を適切に利用することに配慮すること。

ただし、委員会は、選択可能な代替法がある場合には、その実験を許可しないものとする。

イ 実験動物の選択

動物実験の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。この場合において、動物実験の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮する必要があることから、委員会では、統計学的処理等の観点から、1回の実験における各群の使用動物数の上限を10個体までとする。また、特に微生物学的品質に関しては、周辺動物への感染の拡大や人への感染を防止するため、管理者等の指示を守らなければならないこと。

ウ 苦痛の軽減

動物実験の実施に当たっては、法及び飼養保管基準を踏まえ、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によって行うこと。実験動物を殺処分する場合も、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によって行うこと。なお、委員会は、基本的に、国立大学法人動物実験施設協議会から平成16年6月4日付けで公開された「動物実験処置の苦痛分類（SCAW分類）に関する解説」に基づくカテゴリD、及びEに属する実験は許可しないものとする。

(2) 動物実験の施設及び設備の適切な維持管理

動物実験は、適切に維持管理された施設及び設備を用いて実施すること。また、動物実験責任者は、管理者及び飼育者（以下「管理者等」という。）と協力し、適正な動物実験の実施に必要な飼育環境等の条件を確保しなければならないこと。このため、動物実験責任者は、実験計画の立案にあたっては、必要に応じて管理者等と協議を行わなければならないこと。

(実験計画書の提出)

第8条 動物実験責任者は、動物実験を行うに当たっては、事前に、委員会の行う講習会に参加し、及び委員会が定めた所定の「動物実験計画書」（様式1）を委員会に提出し、学長等の承認を受けなければならない。

- 2 前項に定める「動物実験計画書」中の倫理基準カテゴリ分類の記入にあたっては、別表「倫理基準に基づいた医学生物学実験分類」に従うものとする。
- 3 学長等の承認を受けた「動物実験計画書」に記載された実験期間を超えて実験をする必要があるときは、「動物実験計画更新書」（様式2）を委員会に提出し、学長等の承認を受けなければならない。ただし、更新は4回限りとする。
- 4 学長等の承認を受けた「動物実験計画書」及び「動物実験計画更新書」に変更が生じた場合は、速やかに「動物実験計画変更計画書」（様式3）を委員会に提出し、学長等の承認を受けなければならない。
- 5 本学所属以外の者が動物実験を、本学で行う場合は「動物実験実施者申請書（学外）」（様式4）を提出し、動物実験委員会委員長の許可を得なければならない。

(動物の検収と検疫)

第9条 動物実験責任者は、動物の飼育・実験環境への導入に際して、動物の発注条件との適合、異常、死亡の有無等を確認するものとする。また、実験に先立ち、一定の観察期間を置き、動物の健康状態を確認しなければならない。

- 2 管理者等は、導入動物の選定、検収、検疫について、動物実験責任者に助言等を与え、また、必要に応じてこれらの実務を行うものとする。
- 3 前二項に定める事項のほか、実験動物の導入に関する記録管理等については、委員会が別に定める。

(実験動物の飼育管理)

第10条 動物実験責任者及び管理者等は、協力し、適切な施設、設備の維持・管理に努め、給餌、給水、環境条件の保全等について、適切な飼育管理を行わなければならない。

- 2 動物実験責任者及び管理者等は、協力し、導入時から実験終了時にいたるすべての期間にわたって動物の状態を仔細に観察し、必要に応じて適切な処置を施さなければならない。

(実験操作)

第11条 動物実験責任者は、目的に合致した的確な実験操作を行い、麻酔等の手段によって、動物に無用の苦痛を与えないように配慮しなければならない。このため、動物実験責任者は、必要な場合には、管理者等あるいは動物実験委員会に指示、判断を求めるものとする。

(実験動物の措置)

第 12 条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験を終了し、若しくは中断した実験動物又は疾病等により回復の見込みのない障害を受けるなど、適正な飼育管理ができなくなった実験動物を殺処分する場合にあっては、殺処分指針に基づき、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与、頸椎脱臼等の化学的又は物理的方法により、できる限り苦痛を与えない方法を用いて実験動物を安楽死させるものとする。

2 動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験動物の死体を廃棄する場合には、感染又は汚染を防止するための適切な処理を行い、他の実験動物へ影響すること、並びに人の健康及び生活環境が損なわれることがないように努めなければならない。

(安全管理等に特に注意を払う必要のある実験)

第 13 条 動物実験責任者及び管理者等は、物理的、化学的に危険な物質、病原体あるいは組換え DNA 実験体を扱う動物実験においては、実験動物の逸走防止に努めなければならない。また関連した規則等に従い、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により動物が障害を受けたり、実験成績の信頼性が損なわれたりすることのないよう十分に配慮しなければならない。なお、動物実験施設及びその周囲の汚染防止については、動物実験責任者は、それぞれの実験指針等に定められている事項を遵守するとともに、施設、設備の状況を踏まえつつ、特段の注意を払わなければならない。

2 実験動物が逸走した場合の措置については、委員会が別に定める。

(動物実験完了及び中止の報告)

第 14 条 動物実験責任者は、動物実験計画が完了したとき、又は動物実験計画を中止したときは、「動物実験完了・中止報告書」(様式 4)を委員会に提出、報告しなければならない。

(教育訓練等の実施)

第 15 条 学長は、委員会に指示し、動物実験実施者及び飼育者に対し、動物実験の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の修得を目的とした教育訓練の実施、動物実験実施者及び飼育者の質的向上を図るために教育訓練を目的とした講習会を開催する。動物実験実施者は、予めこの講習会を受講しなければならない。

2 動物実験実施者等の教育訓練等については、委員会が別に定める。

(自己点検・評価及び検証)

第 16 条 学長等は、動物実験の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、本規程への適合性に関し、自己点検及び評価を実施するとともに、自己点検及び評価の結果について、本学以外の者による検証を実施する。

2 動物実験に関する自己点検・評価については、委員会が別に定める。

(情報公開)

第 17 条 学長等は、本学における動物実験に関する次の各号に掲げる事項を、毎年、適時、適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 関係規程等
- (2) 自己点検・評価及び学外者による検証の結果
- (3) 実験動物の飼養及び保管の状況
- (4) その他、動物実験に関し、公表すべき重要な事項

(雑則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、動物実験の適正で安全な実施に関し、次の各号に掲げる事項は、委員会が別に定める

- (1) ヒトと動物の共通感染症の発生時における連絡体制に関する事項
- (2) 地震、火災等の緊急時に取りべき措置に関する事項
- (3) 実験動物の輸送に関する事項
- (4) 前各号のほか、動物実験の適正な実施に関し、委員会が必要と認める事項

附 則（平成26年 規程第5号）

- 1 この規程は、平成26年2月20日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、姫路獨協大学動物実験指針（平成18年9月21日制定）は、廃止する。

附 則（平成27年 規程第20号）

この規程は、平成27年9月24日から施行する。

附 則（令和3年 規程第3号）

この規程は、令和3年3月24日から施行する。

附 則（令和5年 規程第10号）

この規程は、令和5年4月20日から施行する。